

議第一号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について  
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会会議規則第  
十五條第一項の規定により提出します。

令和二年四月二十八日

提出者 栃木県議会議員 金子 裕

岩崎 信

西村 しんじ

小池 篤史

加藤 雄次

小菅 哲男

吉羽 茂

阿部 博美

琴寄 昌男

加藤 正一

渡辺 幸子

栃木県議会議長 相馬憲一様

栃木県条例第

号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、令和二年五月一日から令和三年三月三十一日までの間において、栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第四号）第一条の規定にかかわらず、同条に定める議員報酬の月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和二年五月一日から施行する。
- 2 栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年栃木県条例第二十三号）は、廃止する。